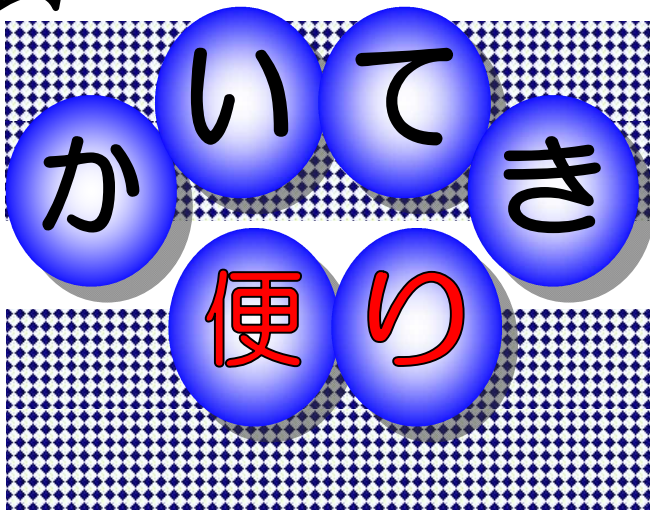


INDEX



平成25年5月1日発行 第106号

- お知らせ
 - 「介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について」
 - 「小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催」
- 報酬算定・運営基準
 - 「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の施行について」
 - 「業務管理体制の届出について」
- 注意
 - 「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する協力等について」

お知らせ

○ **介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について**

介護保険事業所(医療系)が、適正なサービスを提供するために必要な制度の周知やその理解の促進及び報酬請求に係る過誤や不正を防止するため、下記のとおり講習会を実施いたします。

対象の事業所には、別途案内をお送りします。

開催日時(平成25年)		開催場所	対象
5月20日(月)	13時15分～	都庁第一本庁舎 5階大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	訪問看護ステーション ※午前に医療保険についての集団指導実施
5月27日(月)	13時15分～		
5月21日(火)	13時30分～	東京都社会福祉保健医療研修センター 1階 講堂 (文京区小日向4-1-6)	介護療養型医療施設
5月29日(水)	10時30分～	四谷区民センター 9階 四谷区民ホール (新宿区内藤町87)	訪問リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設を除く)
	14時00分～		通所リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設を除く)

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第三課介護機関指導係 TEL03-5320-4284

お知らせ

○ **小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催**

過去の火災事例を教訓に、高齢者や障害者等の方が入所施設で安心して暮らせるように施設関係者を対象として防火管理面の充実と発見・通報・初期消火・救出等の迅速な対応が図れるように実務講習会を開催します。

実施日: 平成25年7月12日(金曜日)、平成25年7月13日(土曜日)、平成25年7月14日(日曜日)

各回4時間、いずれも同一内容 <8月以降も実施予定>

受講料: 5,000円

【ホームページ】<http://www.tokyo-bousai.or.jp/lecture/bousai/syokibo/index.html>

【お問い合わせ先】 公益財団法人 東京都防災救急協会 TEL03-5295-2808

○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行による「老人福祉法」「介護保険法」及び「社会福祉法」の改正に伴い、以下のとおり条例及び規則を制定し、平成25年4月1日から施行になりました。

本条例・規則とその概要については、以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>居宅サービス事業所等の人員・設備・運営等に関する基準(東京都条例、厚労省通知等)>地域主権一括法に関する東京都基準条例の制定について
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/kijyunjyourei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。

業務管理体制の届出は全法人<必須>となっております。法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は、下記のホームページに掲載されていますので、まだ提出していない事業者は、速やかに提出をお願いいたします。

■届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ず確認をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する協力等について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故の発生については、リコール回収中であるTDK株式会社製「加湿器」が火元であった可能性が高いことから、経済産業省において同社に対し周知徹底の強化を要請し、現在同社において、リコール周知、製品回収活動に取り組んでいるところです。

特に今般の火災事故は、グループホームで発生したことから、同社において、全国の福祉施設等に対する連絡や巡回活動を重点的に行い、リコール対象品の確認を行うとともに、製品回収に努めることとしています。

つきましては、社会福祉施設等における事故の未然防止のため、同社が行うリコール対象商品の回収にご協力いただきますようお願いいたします。

また、訪問系サービス提供事業者におかれましても、同社の製品回収をより確実に実施できるよう、改めて利用者宅におけるリコール対象品の確認及び製品回収等へのご協力をお願いいたします。

なお、消費者庁におきましては、リコール対象品による事故を防止するため、過去に公表された商品のうち、消費者に危害等が及ぶ可能性が高いリコール品を「消費者庁リコール情報サイト」によりお知らせする取組み等を行っております。各事業所におかれましては、同サイトを活用するなどし、引続き、利用者等の事故防止、安全確保に努めていただくよう重ねてお願いいたします。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞介護保険についてのお知らせ＞介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)＞介護保険最新情報(厚生労働省通知)＞介護保険最新情報Vol. 321
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html)